感染症対策マニュアル

放課後等デイサービスセンターあした

1 はじめに

本マニュアルは、放課後等デイサービスセンターあしたにおける職員が、感染症等を的確かつ迅速に予防かつ対応するために必要な事項を定めて、利用児童（以下 児童）と職員の生命・健康を守ることを目的とする。

「感染」とは、病原体が宿主の体内に侵入し、発育または増殖することをいい、その結果何らかの臨床症状が現れた状態を感染症という。

病原体が体内に侵入してから症状が現れるまでにはある一定の期間（潜伏期間）があるが潜伏期間は病原体によって異なるため、児童が罹りやすい感染症の潜伏期間を知っておくことが大切である。

集団で生活する福祉施設では、感染症が広がりやすい状況にある。そのことを職員一人ひとりが認識し、感染の被害を最小限に抑えるよう努めることが求められる。職員は、衛生管理に努め、感染症を早期に発見し、適切な対応をとることが集団感染を予防するために必要となる。

2 職員の衛生管理

・１年に１回、健康診断を受け、心身の健康維持に努める。
・自己の予防接種歴、既往歴を確認し、早期に予防接種を受けておくことが望ましい。
・日頃より健康管理に留意し、体調がすぐれない時は、早めに医療機関に受診する。
・発熱や嘔吐、下痢など感染症が疑われる場合は、速やかに理事長または管理者に報告して指示を仰ぐ。
・家族に感染症状がある場合、または疑われる場合は、管理者に報告し、対応を相談する。
・清潔で動きやすい服装を心がけ、汚れたら着替えるよう準備をしておく。
・爪は短く切る。
・こまめに手洗いまたは手指消毒、うがいを行う。
・手洗い後は、清潔なハンカチで拭く。（ペーパータオルの使用が望ましい。）
・感染症の恐れのある児童や流涎のある児童の対応をする職員を固定し、職員が感染媒体とならないようにする。
・当面の間、職員はマスクを着用する。

3 児童の衛生管理

・家庭からは連絡帳の記載、学校からは送迎時の申送りで、家庭・学校での体調を確認する。保護者には、必要に応じて児童の検温を実施し、連絡帳に体温・体調を記載いただく。
・児童に風邪症状や感染症の疑いがある時はご利用を控えていただく。
・児童の通う学校で、学級（学年）閉鎖や休校措置が取られている期間は、ご利用を控えてい

ただく。
・新型コロナウイルス感染症等のまん延時期には、来所時に体温を計測し、体温記録票に記録する。
・トイレ使用後、水分補給・おやつ・食事前、外遊びの後などに手洗いを促す。
・職員は、児童の体調変化に留意し、随時検温、健康観察を実施する。

４ 事業所内の衛生管理

（１） 手洗いの励行

・児童及び職員は、感染予防・拡大防止のため、こまめに手洗いを行う。すぐに手洗いに行けない場合は、手指消毒で代替する。
・手洗いの方法としては、ハンドソープを手にとり、よく泡立てながら、爪・指の間・親指・手首を意識してもみ洗いし、しっかり流水で流す。手洗い後は、清潔なハンカチで拭く。（ペーパータオルの使用が望ましい。）

（２） 事業所内の清掃

・毎日、所内清掃を行い清潔に保つ。ドアの取手や車内など、児童・職員が手を触れやすい箇所も消毒を行う。
・トイレや床など、汚れを発見した場合は、すぐに清掃・消毒を行う。オムツを使用している児童のトイレ使用後は、トイレクリーナーで便座を拭き取る。

（３） 事業所内の環境整備、備品の設置

・換気のために、必要に応じて窓を開ける。
・エアコンや床暖房を使用し、室温や湿度を快適に保つ。
・テーブルや床、玩具など、必要時にすぐに消毒ができるように消毒スプレーを設置する。
・トイレ介助、嘔吐物処理に使用する使い捨て手袋を設置する。
・感染の恐れのあるものは蓋付きごみ箱に廃棄する（例：おむつ、唾液・鼻水・血液が付着したティッシュ、口腔ケアを行った手袋等）。

（４） 備品・什器、玩具・遊具等の消毒

・テーブルやカゴ、玩具などは使用後、必要に応じて消毒を行う。
消毒には高濃度アルコール製剤を使用する。

（５） 水分補給・おやつについて

・基本的には、児童の所持する水筒の中身で水分補給してもらう。所内の飲み物を使う際は、水道水を煮沸してお茶をつくる。
・水分補給・おやつで使用するテーブルは、消毒等で常に清潔を保つ。
コップは清潔なものを使用する。
・おやつ前に、児童は必ず手洗いを行う（場合によって手指消毒）。
・おやつは可能な限り個包装のものとする。

（6） 昼食について

・昼食で使用するテーブルは、消毒等で常に清潔を保つ。
・昼食前に、児童・職員は必ず手洗いを行う（場合によって手指消毒）。

（7） 健康管理に必要となる機械器具の管理

・健康管理に必要となる機械器具（体温計等）を各事業所に設置する。
・機械器具の点検、消毒等の管理を定期的に行う。

（8） 水遊び・プール

・水遊び・プールの活動実施については、感染症の流行を考慮して決定する。
・児童の体調を確認し、感染症の疑いがある児童は活動を控えていただく
（発熱がないか？下痢をしていないか？目・鼻・耳・皮膚に異常はないか？）。
・活動前にトイレを済ませる。オムツをしている児童に対しては、別個のプールを用意し、可能な限り他児と同じ水を共有しないように配慮をする。

５ 児童に感染症が疑われる時の対応

（１） 利用中に感染症が疑われる時の対応

・発熱・嘔吐・発疹など感染症が疑われる児童は、保護者に迎えを依頼し、他児から離れた場所で安静に過ごせるようにする（必要に応じてパーテーションで場を仕切る）。
・発熱が無くても、激しい咳や鼻水があり、感染症が疑われる児童に対しては、場合によって保護者に迎えを依頼する。
・感染症が疑われる事案については、理事長または管理者に報告し、指示を仰ぐ。

（２） 嘔吐時の対応

・嘔吐した児童から、それ以外の児童を物理的に離す。手の空いている職員が室内を換気する。
・嘔吐した児童には、動かないように伝え、職員が嘔吐物処理キットを使用し、処理をする。
・嘔吐した児童にはしばらく嘔吐袋を持たせて、保護者に迎えを依頼する。
　迎えが来るまでの間は、他児と離して安静にして過ごせるようにする。
・嘔吐が発生した件を、管理者に報告し、指示を仰ぐ。

★嘔吐物処理マニュアル★

各事業所に「嘔吐物処理キット」を設置する。

「嘔吐物処理キット」の内容

弱酸性次亜塩素酸のスプレーボトル、新聞紙、ペーパータオル、ビニール袋、マスク、使い捨て手袋、嘔吐物処理マニュアル

① 嘔吐物とその周囲を新聞紙などで覆い、全体にスプレーする
② 覆った新聞紙ごと外側から静かに拭き取り、すぐに捨てる
③ ペーパータオルや手袋は、処理後すぐに捨てる
④ 拭き取った箇所へスプレーする
⑤ ビニール袋の中にスプレーしてから口を縛る
⑥ 汚れた衣類は、嘔吐物を取り除いてからスプレーする
⑦ 処理した人の衣類・履物、室内空間の除菌消臭を行う
⑧ 処理後は、必ず手洗い・うがいを行い、室内を換気する

６ 感染症発生時の対応

・感染症が発生した時は、速やかに理事長または管理者へ報告する。
・感染拡大防止のため、事業所内の清掃・消毒を適切に行う。
・感染者と同じ日に利用した児童（保護者）、職員に感染拡大防止の対応を伝達する。
・必要に応じ、協力医療機関、保健所、市役所に報告して、指示を仰ぐ。
　協力医療機関：春日クリニック Tel 096-351-7151
　保　健　所：健康福祉局熊本市保健所感染症対策課　Tel 096-364-3189
　市　役　所： 096-361-2519７

７ 感染症及び食中毒の予防

（１） 衛生委員会の設置

・「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する衛生委員会」を定期的に開催する（年に３ 回）。

・委員会の議事録を作成し、職員に周知を図る。

（２） 衛生委員会で確認する内容

① 児童・職員の健康管理の状況確認

② 衛生管理状況の確認

③ 感染対策状況の確認

④ 感染症の発生状況の把握

⑤ 関係機関との連携状況

⑥ 委員会体制と感染対策担当者の確認

⑦ 研修・訓練の実施状況

（３） 職員研修・訓練の実施

・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための職員研修・訓練を実施する（年１回）。

・職員の新規採用時には感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を実施する。